

研修の実施概要

1. 受講対象者について

【コンプライアンス教育（公的資金の使用に係る e-Learning）】

東海国立大学機構および名古屋大学に所属する全教職員および名古屋大学を受入研究機関とする日本学術振興会特別研究員

①受講対象外となる者について

研究費等の執行に関わらないとコンプライアンス推進責任者が判断した者で、下記の要件に該当する場合、受講免除となる場合があります。

- (1) 長期休業者等（産前産後休暇、育児休業、長期病気休暇等）
- (2) 非常勤講師，招へい教員
- (3) 名誉教授
- (4) 他機関勤務者（在籍出向者、企業でのインターシップ等）
- (5) 現場業務に限る者（運転手、保育士、郵便配達者、機械保工、観測点計測者、農・林地作業者、業務支援室、博物館週末受付者等）
- (6) 医療従事者（係長相当職以上は除く）
- (7) 令和5年9月30日に在籍する構成員のうち、令和6年3月31日までに退職する者で、本学では研究費等を執行しない旨、コンプライアンス推進責任者が責任をもって認めた者
- (8) その他、統括管理責任者が除外することを認めた者

※上記対象者でも科研費（分担金を含む）等外部資金を有している方は受講対象です。

※受講対象外となる方については、受講期限前に各部局の事務に確認します。

②受講開始後の新規採用者・転入者について

受講開始後に新規で着任した方については随時受講対象者として追加します。新規の方は着任後1か月以内に受講するよう部局より依頼してください。

但し、10月以降に採用された方は、受講対象者名簿には記載せず、報告の対象外となります。TACTのシステムには登録し、受講はできますので、特に科研費等外部資金を申請する方については受講するよう部局より依頼してください。

③学生について

学生については、別途「コンプライアンス教育（公的資金の使用に係る e-Learning）等（学生向け）」を実施しますので、原則そちらの研修を受講するよう案内してください。

但し、日本学術振興会の特別研究員等、自ら研究費を獲得し予算の管理・執行を行う学生は、この教職員向けの e-Learning を受講する必要があります。

学振特別研究員については最初から受講対象者として登録しておりますが、それ以外に受講が必要な学生がいましたら研究安全管理課にお知らせください。

なお、教職員向けと学生向け、両方受講することは可能です。

④派遣職員について

派遣職員につきましては、機構アカウントを申請し、利用している方のみ受講対象として登録します。

【研究倫理教育 e-Learning】

上記【コンプライアンス教育】受講対象者のうち、研究活動を行う教員・研究員等

※具体的な役職（常勤・非常勤を問わず）

教授・准教授・講師・助教・助手

特任教授・特任准教授・特任講師・特任助教

病院教授・病院准教授・病院講師・病院助教

研究員

技術員・技術補佐員（部局に所属する者）

リサーチ・アドミニストレーター

日本学術振興会特別研究員・日本学術振興会外国人特別研究員

上記以外の役職で、科研費（分担金を含む）等外部資金を有している方

（名誉教授、教諭、非常勤講師、招へい教員等）

※補足

・上記受講対象者は、TACT にログインしたらコンプライアンス教育・研究倫理教育の2つの研修を同時に受講できるようになっています。

・上記受講対象者以外で「研究倫理教育」の受講を希望する方は「コンプライアンス教育」を受講する前に研究安全管理課にご連絡ください。

・学生は、「学生向け公的資金の使用に係る e-Learning」の受講の際、上記「研究倫理教育」も受講できるようにしていますので、学生に受講させたい場合は「学生向け公的資金の使用に係る e-Learning」の受講を案内してください。研究倫理教育については、教職員向けと学生向けの内容はほぼ同一です。

2. 受講方法について

(1) 下記の URL より TACT 受講画面にアクセスしてください。

<https://tact.ac.thers.ac.jp/portal/>



(2) TACT トップ画面右上のボタンをクリックし、機構アカウントでログインしてください。

ログイン方法については TACT トップ画面「TACT に関するお知らせ」「【各種案内】」「・ログインについて」をご覧ください。

(3) 画面上部にあなたが受講対象者となっている研修のタイトルが表示されます。

その中の「2023NO_コンプライアンス教育・研究倫理教育（名大研究者）」または「2023NO_公的資金の使用に係る e-Learning（名大職員）」（○は部局により異なるアルファベットが入ります）をクリックしてください。

(4) 「受講の手順/INTRODUCTION」の画面が表示されましたら、記載に従いテキストの確認、テストの受講、成績およびフィードバックの確認の順で受講をお願いします。

(5) テストについて

【コンプライアンス教育（公的資金の使用に係る e-Learning）のみの方】

テストは2つのパートに分かれています。

○パート1 誓約書・確認書 3問

本研修の理解度チェックテスト開始前に、「執行経費の使用にあたっての誓約書」、「財務会計システムの使用に係る確認事項」、「発注事務に係る届出書」を確認していただきます。「A. 同意する」にチェックすることにより、記載事項について同意したことになります。

このパートにおいては全てAを選んでください。Bを選ぶと下記テスト結果に関わらず「不合格」となります。

○パート2 「公的資金の使用に係る e-Learning テスト」20問

合計23問

パート1の配点は3問合計で40点、パート2の配点は1問3点です。

100点満点中94点以上（パート2の20問のうち不正解は2問まで）で合格となります。91点以下（不正解3問以上）は不合格となります。

【コンプライアンス教育・研究倫理教育の両方受講する方】

テストは3つのパートに分かれています。

○パート1 誓約書・確認書 3問

本研修の理解度チェックテスト開始前に、「執行経費の使用にあたっての誓約書」、「財務会計システムの使用に係る確認事項」、「発注事務に係る届出書」を確認していただきます。「A. 同意する」にチェックすることにより、記載事項について同意したことになります。

このパートにおいては全てAを選んでください。Bを選ぶと下記テスト結果に関わらず「不合格」となります。

○パート2 「公的資金の使用に係る e-Learning テスト」20問

○パート3 「研究倫理教育 e-Learning テスト」10問

合計33問

パート1の配点は3問合計で40点、パート2,3の配点は1問2点です。

100点満点中94点以上（パート2,3の30問のうち不正解は3問まで）で合格となります。92点以下（不正解4問以上）は不合格となります。

(6) 「成績簿/Gradebook」に記載されている「コース成績」において「合格/Pass」が表示されましたら受講は完了です。

3. 未受講者への対応について

公的資金の使用に係る e-Learning は文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」における「コンプライアンス教育の実施」に該当するものであり、毎年受講率を文部科学省に報告しております。

原則受講対象者は100%受講済みで報告することが求められており、受講率が100%より低いと指摘事項として調査の対象となる場合があります。

また、研究倫理教育 e-Learning については「名古屋大学研究不正防止策」において「受講しないものについては、当該年度の競争的経費への応募を停止する」ことになっています。

受講率100%とするため、未受講者には以下のとおり受講の催促を行う予定です。

- (1) 9月初旬 全教職員にメールで受講のリマインドを送付します。
- (2) 9月中旬 個別の未受講者に対し、研究安全管理課から直接リマインドのメールを送付します。
- (3) 10月初旬 9月30日の最終受講期限までに受講しなかった方の氏名一覧を各部局のコンプライアンス推進責任者および推進副責任者に送付し、未受講者への催促を依頼します。
- (4) 11月 教育研究評議会において、各部局の受講率を報告し、11月末までに未受講者0となるよう部局および研究安全管理課から催促します。
- (5) 猶予期間（11月30日）終了後
猶予期間終了時点の未受講者に対し、事前に通告した上で、一週間（12月7日）を目処に財務会計システム上の執行権限を削除します。（平成30年7月17日役員会決定に基づく措置）

※受講が確認できましたら、研究安全管理課から情報環境部情報システム運用課に依頼し執行権限の回復を行います。

受講に関するお問い合わせ（ログインできない、テストの受講場所が分からない、テストに合格したか分からない、自分が受講対象者かどうか分からない等）は下記にご連絡ください。

お問い合わせ先：

研究戦略部

研究安全管理課研究安全管理 G 林

電話：052-747-6410（内線 6410）

Mail: ken-kousei@t.thers.ac.jp